第１章　保存管理計画策定の目的と経過

第１節　目的

本計画は玉東町域における「史跡　西南戦争遺跡」及びその周辺地域の適切な保護を推進するにあたって、指定された史跡地内の本質的価値が及ぶ範囲の保存活用の基本方針を明確化し、それらの構成要素の取り扱い基準を定める。また、周辺地域における保全の方針を定めることを目的とする。なお、この計画は、社会情勢の変化等に対応するため、10年間をめどに見直すこととする。

第２節　委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者等で構成される「玉東町西南戦争遺跡保存管理計画検討委員会」を設け、２年間にかけて５回の委員会を開催し、検討を行った。なお、委員会の委員の構成は、平成26年３月17日付けで制定した「玉東町西南戦争遺跡保存管理計画検討委員会設置要綱」（101頁）に基づく。委員会の構成は下記のとおりである。

委 員 長	甲元　眞之	熊本大学名誉教授（考古学）	
副委員長	水野　公寿	元熊本県立大学非常勤講師（近現代史）	
委　　員	鈴木　　淳	東京大学教授（日本史学）	
〃	小野　健吉	奈良文化財研究所副所長（遺跡整備）	
地元委員	児玉顕太郎	玉東町文化財保護委員会会長（郷土史）	（～平成27(2015)年３月）
〃	西浦　彰一	〃	（平成27(2015)年４月～）
〃	伊形　鐵也	嘱託員会長（地元代表）	

なお、本計画策定のためのオブザーバーを選任した。オブザーバーとは、会議の議事を円滑に進めるために、文化庁文化財部記念物課調査官及び熊本県教育庁教育総務局文化課等職員、熊本市文化振興課職員に出席を依頼した。オブザーバー及び事務局の構成は下記のとおりである。

オブザーバー	山下信一郎	（文化庁文化財部記念物課）
	岡本　真也	（熊本県教育庁文化課）
	長谷部善一	（熊本県教育庁文化課）
	木庭真由子	（熊本県教育庁文化課）
	中原　幹彦	（熊本市文化振興課）
	増田　直人	（熊本市文化振興課）
事務局	下地　哲雄	（玉東町教育委員会）
	野村　義勝	（玉東町教育委員会）
	井上　浩成	（玉東町教育委員会社会教育課）
	宮本千恵子	（玉東町教育委員会社会教育課）

第３節　委員会の経過

本計画策定に至るまでの委員会の開催履歴と、主な検討内容は以下のとおりである。なお、委員会には、庁内作業部会（総務課、建設課、産業振興課等関係各課により構成）や地元住民の意見を取りまとめたものを提案し、検討を行った。

委員会の経過

開催年月日		検討内容
第１回	平成26(2014)年６月９日	委員会の趣旨、史跡西南戦争の概要説明 保存管理にかかわる課題の抽出 西南戦争遺跡現地視察
第２回	平成26(2014)年９月30日	基本方針検討、保存管理方策検討 整備活用方策検討 維持管理、運営方策検討 構成要素検討 現状変更取扱検討
第３回	平成27(2015)年２月26日	保存管理計画書（第２案）に関する検討
第４回	平成27(2015)年７月17日 →平成27(2015)年９月４日(延期)	保存管理計画書（第３案）に関する検討
第５回	平成27(2015)年10月20日	保存活用（※）計画書（第４案）に関する検討 ※第４回において、保存管理計画から保存活用計画に変更するよう指摘があった。

第４節　計画の対象範囲

本計画における対象範囲は、平成25(2013)年に史跡指定された玉東町域における「史跡　西南戦争遺跡」及び史跡周辺における西南戦争遺跡として価値の及ぶ範囲とする。

(1) 計画対象範囲の考え方

西南戦争は幕末期から続いた国内混乱期の最終局面である。西郷隆盛を盟主とした反政府軍（以下、西郷軍）と明治新政府軍（以下、政府軍）が対立し、七カ月間もの間、九州各地において戦闘を繰り広げた。西郷の自刃によって戦争は終結し、これによって新政府の権力基盤は確実なものとなり、近代国家体制が樹立されていった。

西南戦争遺跡とは、その戦争の痕跡を今日にとどめるものであり、我が国の近代黎明期の政治・軍事を理解する上で重要な遺跡である。遺跡は戦闘が展開された南九州一帯に及ぶが、特に、平成25年に史跡指定を受けた熊本県北の植木・玉東地域におけるものは両軍の勢力が拮抗するも薩軍が敗戦し、事実上の勝敗が決定したといわれる戦いであり、西南戦争においての重要な局面を示し残すものとして象徴的なものである。

明治10(1877)年２月下旬から４月中旬、田原坂を中心とした横平山、半高山・吉次峠という、地の利を活かした場所に陣取った薩軍に対して、政府軍は現玉東町の木葉地区を拠点として数度の総攻撃を行った。薩軍の陣地や戦闘における主要経路は政府軍の総攻撃によって激戦地となり、その痕跡が近年の発掘調査等によって明らかになっている。また、政府軍の拠点となった木葉地域には政府軍の

病院跡や墓地などの関連遺構が現在も良好な形で残っている。

これらの点在する遺跡は、相互に密接関連をもっており、戦場になった地域一帯は歴史的に意味のあるものとして面的に保護の対象としていくべきものである。しかし、今回の保存管理計画では、対象範囲を限定して具体的方針や方策を示し、将来的な史跡等保存管理活用の基礎としていきたい。

今回の計画における対象地域としては、今後良好な形で保存活用していくべき指定地域をＡ地区（図１参照）、その周辺において地形や景観を良好な形で保全していく地域をＢ地区とする。この他、町内における西南戦争関連遺跡をＣ地区とし、今後調査研究を進め、追加指定の候補地としながら保存活用について検討していきたい。本書では主にＡ及びＢ地区について述べることとする。

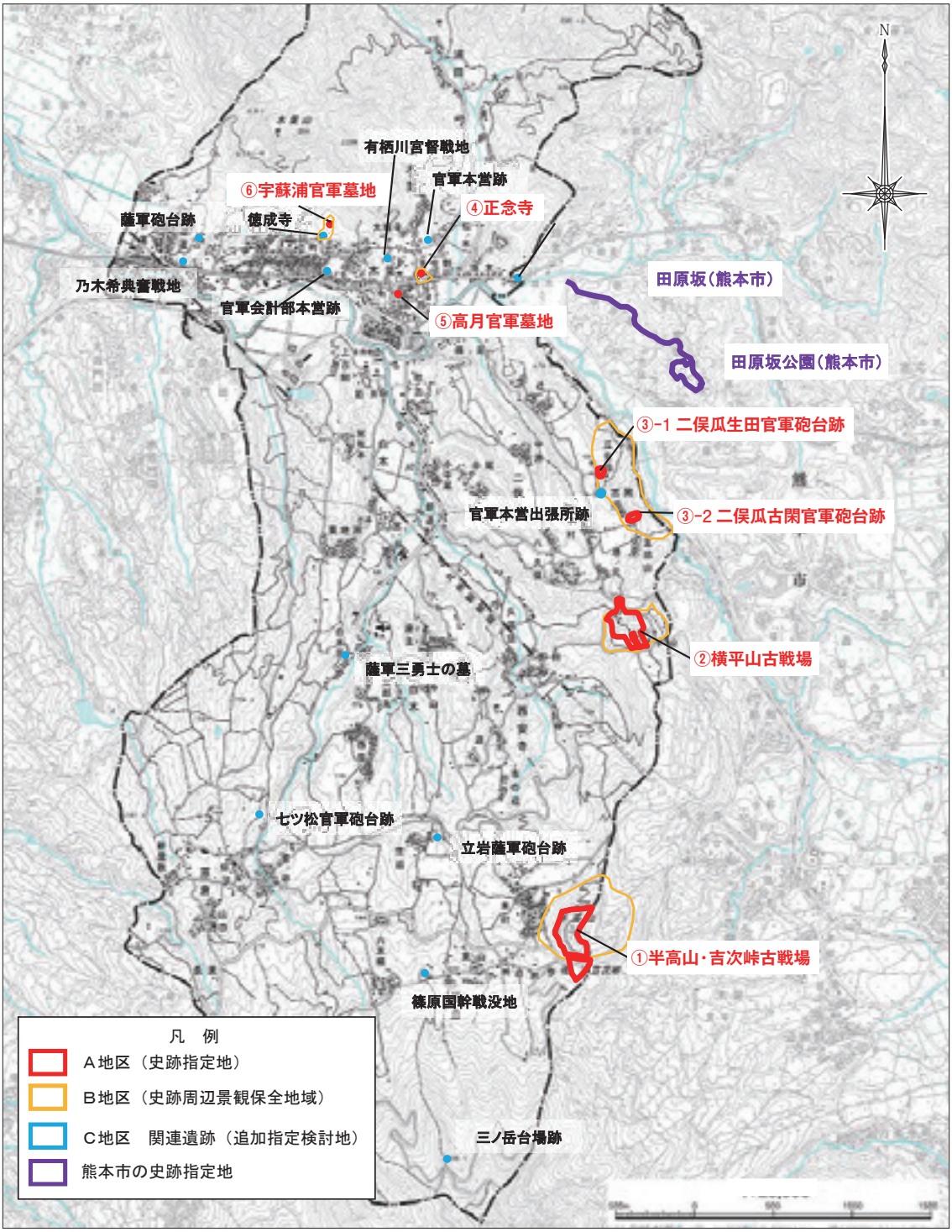

図１ 計画の対象範囲